

## 新潟県「意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者」公募・公表要領

平成 31 年 4 月 15 日林第 74 号制定  
令和 3 年 3 月 2 日一部改正  
令和 7 年 4 月 11 日一部改正  
令和 8 年 4 月 1 日最終改正

### (趣旨)

第 1 新潟県における森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項及び第 2 項に基づき経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営体」という。）及び法第 44 条第 1 項及び第 2 項に基づき集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者（以下「適合事業者」という。）の公募・公表については、「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号林野庁長官通知）のほか、この要領の定めるところによる。

### (基準の設定)

第 2 意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者の基準を別記 1 のとおり定める。

### (公募の実施)

第 3 知事は、意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者の公募を、通年行うものとする。

### (登録の申請)

第 4 第 3 の公募に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書（様式 1）を知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 事業区域に関する情報（市町村名）
- (3) 組織に関する情報（役員数、職員数等）
- (4) 事業量及び生産性等に関する情報（素材生産、造林等）
- (5) 生産管理又は流通合理化等の取組に関する情報
- (6) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (7) 主伐後の再生林の確保に関する情報
- (8) 技術者・技能者に関する情報
- (9) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数等）

- (10) 伐採・造林に関する行動規範の策定に関する情報
- (11) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (12) コンプライアンスの確保に関する情報
- (13) 経理状況に関する情報

2 前項の登録申請書には、次の(1)から(15)までに掲げる書類を添付するものとする。ただし、応募者が林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の認定を受けた事業主(認定事業体)である場合は、(1)から(7)までの書類の提出を省略することができる。

また、この要領に基づき「意欲と能力のある林業経営体」又は「適合事業者」として公表されている民間事業者が、他方による公表を希望した場合には、別記1の基準に適合することが確認できている書類の提出を省略することができる。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書
- (3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用通知書等雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 修了証の写し等、労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類
- (6) 就業規則を制定している場合にあっては、その写し
- (7) 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書
- (8) 事業実績を証する書類(造林、保育、素材生産等の林業生産活動で、完成、引き渡し完了した過去3年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し)
- (9) 伐採・造林に関する行動規範を策定している場合にあっては、その写し
- (10) 暴力団等の排除に関する誓約書(別添様式)
- (11) 林業現場作業職員が保有する資格を証明する書類の写し
- (12) 森林経営プランナー認定証の写し
- (13) 労働災害の再発防止策が定められた書類の写し
- (14) 森林所有者や請負事業者との間で取引条件を明示した契約書等の写し
- (15) 個人情報の取扱いに関する要領等の写し

3 知事は、必要に応じ応募者に対して登録申請書の内容に関する情報提供を求めることができる。

4 登録申請書は、毎月10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに、応募者の

主たる事務所の所在地を所管する地域機関へ提出するものとする。ただし、主たる事務所の所在地が新潟県外にある応募者にあつては、県内の主たる事業区域の所在地を所管する地域機関へ提出するものとする。

(応募者名簿の整理)

第5 知事は、第4の規定に基づく登録申請書の提出があつたときは、登録申請書の内容のうち公表（閲覧に供するものを含む。以下同じ。）されることとなる情報を応募者名簿（様式2）に整理し、民間事業者が経営管理実施権の設定や集約化構想への位置付けを受けることを希望する市町村ごとに、当該市町村に提示するものとする。

(市町村による推薦)

第6 市町村長は、第5で示された応募者の中から、県が公表する民間事業者にふさわしい者を知事に推薦することができる。この場合、市町村長は提示から10日以内に、推薦書（様式3）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に基づく市町村長の推薦があつたときは、当該推薦を受けた民間事業者については、当該推薦をもって、別記1の基準のうち、1（1）を満たしているとみなすことができるものとする。

(登録の実施)

第7 知事は、第4の規定に基づく登録申請書の内容が別記1に掲げる基準の全てに該当すると認めるときは、次に掲げる事項を「意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者」名簿（様式4。以下「名簿」という。）に登録する。

- (1) 登録申請書の内容のうち公表されることとなる情報
- (2) 登録番号及び登録年月日

2 知事は、第6の2の規定に基づく判断を行い、推薦の理由が法第36条第2項に掲げる要件に適合すると認めるときは、前項の事項に加え、推薦した市町村名及び推薦の理由を名簿に登録する。

3 知事は、応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わないものとする。

- (1) 第12の1の(3)又は(4)の規定により登録を取り消された日から2年間を経過しないとき
- (2) 応募者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないとき
- (3) 法人で、その役員のうち前号に該当する者があるとき

(4) 登録申請書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき

(名簿の公表)

第8 知事は、第7の1及び2の規定に基づく登録を行ったときは、遅滞なく、当該応募者の名簿を県ホームページ等において公表するものとする。

(公表の有無の通知)

第9 知事は、第8の規定に基づく公表の有無について、事前に、公表通知書(様式5)により応募者に通知するものとする。

2 関係市町村への通知は、第8の規定に基づく名簿の公表をもってこれに代えるものとする。

(公表の有効期間)

第10 公表の有効期間は、登録日から3年間とする。

2 「意欲と能力のある林業経営体」又は「適合事業者」として公表されている民間事業者が、第8の規定に基づき新たに他方により公表された場合、双方の有効期間は、新たに「意欲と能力のある林業経営体」又は「適合事業者」として登録された日から3年間とする。

3 登録された意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者は、更新を受けることができるものとし、その手続は第4から第7までの規定を準用し、登録申請書を公表有効期限の前月10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに知事へ提出するものとする。

(変更の届出)

第11 公表された民間事業者(以下「公表経営体」という。)は、第4の1の(1)の基本情報に変更があった場合は、すみやかに知事に変更届出書(様式6)を提出しなければならない。

2 公表経営体は、第4の1の(2)から(12)に定める情報に変更があり、名簿の内容を直近の情報に変更したい場合は、知事に変更届出書(様式6)を提出することができる。

3 知事は、1及び2の規定に基づく変更の届出があったときは、その届出に基づき名簿を更新するものとする。

4 知事は、名簿の内容を更新したときは、遅滞なく、県ホームページ等において公表するものとする。

5 知事は、公表の有効期間内において定期的に年1回以内、公表経営体に対し、状況報告書(様式7)の提出を求めることができる。

6 1及び2の規定に基づく変更届出書の提出にあたっては、第4の4の規定

を準用するものとする。

(公表の取消)

第 12 知事は、公表経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その公表を取り消すものとする。

- (1) 公表経営体が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) 公表経営体からの申出があつた場合
- (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (4) その他経営管理実施権の行使にあたり不正の行為をし、又は故意に伐採等を粗雑に行うなど公表の取消に相当すると知事が認めた場合

2 知事は、前項の規定に基づく公表の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を公表取消通知書（様式 8）により当該公表経営体に通知するものとする。ただし、前項の（1）に該当する場合にあつてはこの限りでない。

3 知事は、前項の規定に基づく公表の取消をしたときは、遅滞なく、関係する市町村にその旨を通知するとともに、名簿を更新し、県ホームページ等において公表するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。
- 2 平成 31 年度に限り、公募期間を 7 月 1 日から 9 月 30 日までとする。
- 3 別記 1 に掲げる基準については、この要領の施行の日から 3 年以内に再検討を行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 3 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記1 登録の基準

項目	基準	適用区分		
		素材 生産 及び 造林・ 保育 を行う者	素材 生産 のみ を行う者	造林・ 保育 のみ を行う者
1 - (1)① 生産量 の増加 又は生 産性の 向上※	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合（注1）以上で増加させる目標を有していること、又は生産性（注2）を一定の割合（注1）以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性が一定の水準（注3）以上の場合は、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。</p> <p>注1 「一定の割合」については、3年間で1割とする。</p> <p>注2 生産性については、物的労働生産性のほか、付加価値労働生産性等を用いることも可能とする。 また、素材生産のほか、造林や保育の生産性等の目標を設定することも可能とする。</p> <p>注3 「一定の水準」については、生産量に関し5,000 m<sup>3</sup>/年、生産性に関し間伐8 m<sup>3</sup>/人日、主伐11 m<sup>3</sup>/人日とする。</p>	○	○	○
1 - (1)② 経営管 理の対 象とな る森林 の確保 ※	<p>経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているもの（注1）に限る。）の面積を、一定の割合（注2）以上で増加させる目標を有していること。</p> <p>ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が一定の水準（注3）以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。</p> <p>注1 「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、次のいずれかに該当すること。 ア 当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林</p>	○	○	○

	<p>イ 当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林</p> <p>ウ 5年以上の長期に渡り、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林</p> <p>注2 「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。</p> <p>注3 「一定の水準」については、30haを目安とする。</p>			
1 - (2) 生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える家づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p> <p>ウ 認定森林経営プランナーが在籍していること。</p>	○	○	○
1 - (3) 造林・保育の省力化低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、下刈の省略等に取り組んでいること。</p>	○		○
1 - (4) 主伐後の再造林の確保	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制（注1）を有すること。</p> <p>イ 主伐後に適切な更新（注2）を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいれば足りるものとする。</p> <p>注1 「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする。</p>	○	○	○

	<p>注2 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林を行っていること（経営管理実施権の設定を受けている森林については必ず再造林を行っていること）とする。</p>			
1 - (5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること</p> <p>イ 所属する現場作業職員の現場従事实績等が3年以上（注）であること。</p> <p>ウ 林業技能士（1級又は2級）が在籍していること。</p> <p>ただし、「事業実績」及び「現場従事实績等」が「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事实績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、本基準を満たしているものとみなすことができるものとする。</p> <p>注 「事業実績」及び「現場従事实績等」の「3年以上」については、連続していることを要しない。</p>	○	○	○
1 - (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p>	○	○	○
1 - (7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条に基づく新潟県林業労働力確保基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組、又はこれに準ずる取組（注1）を行っていること。</p> <p>イ 現場作業職員等（注2）に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育</p>	○	○	○

	<p>を行っていること（注3）。</p> <p>ウ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。</p> <p>エ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</li> <li>・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</li> <li>・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</li> </ul> <p>オ 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害（以下、「死傷災害」）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合（注4）は、上記基準を満たしているものとする。</p> <p>注1 例えば、以下の取組が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の充実等の雇用管理の改善等</li> <li>・ リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策等</li> </ul> <p>注2 「現場作業職員等」には事業主自身を含むものとする。</p> <p>注3 「安全衛生教育を行っていること」については、外部機関において必要な安全衛生教育を修了している場合を含むものとする。</p> <p>注4 「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p>			
1	-	○	○	○

<p>(8) コンプライアンスの確保</p>	<p>ア 以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等（注1）や一般役員等（注2）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</li> <li>・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</li> <li>・ 国、都道府県、市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>・ 1-(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</li> <li>・ 森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（注3）</li> </ul> <p>注1 「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員又は個人事業主とする。</p> <p>注2 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>注3 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。</p> <p>イ 以下のいずれにも該当すること。（なお、令和8年度中に登録申請する場合に限り、令和8年度末までに以下のいずれにも該当することとなることが確実に見込まれる場合を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。</li> <li>・ 個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること。</li> </ul>			
<p>1 - (9) 常勤役員の設置</p>	<p>法人においては常勤の役員（注）を設置していること。</p> <p>注 「常勤の役員」とは、出勤日数や業務範囲が明確であり、かつ法人の業務が行われている日の過半に出勤する義務を負っている者とする。</p>	○	○	○

<p>2 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること</p>	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること（注）。</p> <p>イ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。</p> <p>注 「経理状況が良好であること」については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合、直近の事業年度において債務超過でないこと及び直近の3事業年度において経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が1回以上プラスになっていること。</li> <li>・ 個人の場合、直近の年の資産状況において資産が負債を上回っていること及び直近3年間において所得税の納税実績が1回以上あること。</li> <li>・ これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</li> </ul>	○	○	○
---	--	---	---	---

※1-(1)①及び1-(1)②については、いずれか一方を満たすものとする。